

許認可等名称	砂防指定地内における制限行為の許可
法令等名称	砂防法、新潟県砂防指定地等管理条例、新潟県砂防指定地等管理条例施行規則
目的等	砂防指定地において、治水上砂防のため、指定地の現状を変更して土砂の流出等をきたし、又はそのおそれのある行為を禁止若しくは制限する。
対象地域	砂防指定地
規制行為及び基準	【禁止行為】(法4条、条例3条) 何人もみだりに砂防設備、準用施設物を損傷する行為をしてはならない。 【制限行為】(法4条、条例4条、規則3条) 砂防指定地において、次のいずれかの行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。 (非常災害のために必要な応急措置として行う行為、規則で定める軽易な行為を除く) 1 工作物の新築、改築、移転又は除却 2 立竹木の伐採、樹根若しくは芝草の採取、立竹木の滑下若しくは地引による運搬又は立竹木の流送 3 土地の掘さく、盛土、切土その他土地の原状を変更する行為 4 土石(砂れきを含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 5 牛、馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留 6 火入れ又はたき火 7 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障のある行為 【許可基準】(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号) 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではないこと。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】21日
留意事項	
備考	「砂防指定地」…砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域(法2条)

課名・係名：農地建設課 防災係
 内 線：3119
 課名・係名：砂防課 管理調整係
 内 線：3364
 課名・係名：治山課 技術管理・災害班
 内 線：3046

許認可等名称	地すべり防止区域内における制限行為の許可
法令等名称	地すべり等防止法
目的等	地すべりによる被害を防ぐことにより、国土の保全と民生の安定を図ることを目的として、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域を国が地すべり防止区域に指定し、区域内の一定の行為を制限する。
対象地域	地すべり防止区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法18、令5) 地すべり防止区域内において、次のいずれかに該当する行為をしようとする場合には、知事の許可を受けなければならない。 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 3 のり切又は切土で政令で定めるもの 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 【基準】(法18②) 当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害しないもの又は地すべりを著しく助長しないものであること。
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	【手続の種類】許可 受付窓口 申請者 申請(国土交通省所管地すべり防止区域の場合) → 県1地域機関 → 許可 申請(林野庁所管地すべり防止区域の場合) → 県2地域機関 → 許可 申請(農林水産省農村振興局所管地すべり防止区域の場合) → 県3地域機関 → 許可 県1地域機関：県地域機関1…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 県2地域機関：県地域機関2…地域振興局(農林振興部又は農林水産振興部。新潟地域振興局においては、農林振興部及び津川地区振興事務所。上越地域振興局においては、農林振興部及び上越東農林事務所) 県3地域機関：県地域機関3…地域振興局(農林振興部、農業振興部又は農林水産振興部。上越地域振興局においては、農林振興部及び上越東農林事務所) 【標準処理日数】21日
留意事項	【罰則等】(法21、34、38、40、52) 1 行為の禁止もしくは制限に違反した者に対しては、罰則が定められているほか、法律上の義務の履行を確保するため、代執行の規定がある。 2 許可条件に違反した者若しくは不正な手段により許可を受けた者に対して、知事は、許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止等を命ずることがある。
備考	「地すべり」…土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象(法2) 「地すべり防止区域」…地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域(法3条)

許認可等名称	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可
法令等名称	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
目的等	急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊による災害を防ぎ民生の安定と国土の保全を図るため、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為を制限する。
対象地域	急傾斜地崩壊危険区域
規制行為及び基準	【制限行為】(法7条、令2条) 急傾斜地崩壊危険区域内において、次のいずれかの行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。(非常災害のために必要な応急措置として行う行為、区域指定の際既に着手している行為、政令で定めるその他の行為を除く) 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 【許可基準】(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号) 申請された行為の内容が急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】14日
留意事項	
備考	「急傾斜地」…傾斜度が30度以上である土地(法2条) 「急傾斜地崩壊危険区域指定要領」第2(指定基準) 1 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの 2 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

許認可等名称	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可
法令等名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
目的等	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生により著しい危害が生じるおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限する。
対象地域	土砂災害特別警戒区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法10条) 1 土砂災害特別警戒区域内において、住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)となるべき建築物を建築するために、土地の区画形質の変更をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 2 法10条で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。(令6条) (1) 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿泊提供施設を除く。)、児童福祉施設(児童自立支援施設を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設 (2) 特別支援学校及び幼稚園 (3) 病院、診療所及び助産所 【許可基準】(法12条、令7条) 対策工事等の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるとき許可するものとする。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】30日
留意事項	
備考	「土砂災害特別警戒区域」…警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域(法9条)

許認可等名称	盛土等の許可																		
法令等名称	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)																		
目的等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。																		
対象地域	新潟市を除く県内全域(新潟市域は新潟市が所管)																		
規制行為及び基準	【規制行為】(法第12条第1項・第30条第1項、政令第3条・第4条・第28条) ※災害の発生のおそれがないと認められる工事については、この限りでない。(政令第5条第1項) 許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域 <土地の形質の変更(盛土・切土)> 例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等 <table><tr><td>要件</td><td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</td><td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td><td>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td><td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</td><td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)</td></tr><tr><td>イメージ図</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 <一時的な土石の堆積> 例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等 <table><tr><td>要件</td><td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</td><td>⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの</td></tr><tr><td>イメージ図</td><td></td><td></td></tr></table> 【許可基準】(法第12条第2項・第13条・第30条第2項・第31条) - 当該申請に係る工事の計画が技術的基準等の規定に適合するものであること。 - 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があること。 - 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があること。 - 当該工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する物の全ての同意を得ていること。	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	イメージ図						要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	イメージ図		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)														
イメージ図																			
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの																	
イメージ図																			
権限	知事(新潟市長)																		
手続	【手続きの種類】許可申請、協議 受付窓口(対象地を所管する課が担当) <table><tr><td>申請者</td><td>申請</td><td>都市政策課</td><td>治山課</td><td>地域農政推進課</td><td>農地管理課</td></tr><tr><td></td><td>許可、同意</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※新潟市域は新潟市都市政策部都市計画課 【標準処理期間】(書類の補正に要する期間や閉庁日は含まない) 土地の形質変更に関する工事の許可 30日 土石の堆積に関する工事の許可 14日	申請者	申請	都市政策課	治山課	地域農政推進課	農地管理課		許可、同意										
申請者	申請	都市政策課	治山課	地域農政推進課	農地管理課														
	許可、同意																		
留意事項	【罰則】(法第55条～61条) 許可を得ずに盛土等を行った場合や命令等に違反した場合は、罰則の対象となる。																		
備考	・国又は都道府県が行う工事については、これらの者と知事との協議が成立することをもって、盛土規制法の許可があったものとみなされる。(法第15条第1項・第34条第1項) ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、盛土規制法の許可があったものとみなされる。(法第15条第2項・第34条第2項) ・特定盛土等規制区域において、上記「規制行為及び基準」に示す赤文字の規模を超える盛土等を行う場合は、当該工事に着手する30日前までに届出なければならない。(法第27条第1項)																		

許認可等名称	特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可
法令等名称	特定都市河川浸水被害対策法
目的等	特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資する。
対象地域	特定都市河川流域
規制行為及び基準	【規制行為】 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる雨水浸透阻害行為で、1,000㎡以上のもの をすること。(法30、令6～8) (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更 (2) 土地の舗装 (3) 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為 ア ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設を新設し、又は増設する行為 イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為 ※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置 として行う行為は、許可を要しない。 【許可基準】 対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために 必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの 法律に基づく命令の規定に違反していないと認められること。(法32)
権限	知事
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- ①事前相談 --> C[県河川管理課] A -- ②申請 --> B[市町村] B -- ③送付 --> C C -- ④許可 --> B B -- ⑤送付 --> A style B fill:#f9f9f9,stroke:#333,stroke-width:1px style C fill:#f9f9f9,stroke:#333,stroke-width:1px </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則】(法85①) 法30の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした場合、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
備考	「特定都市河川」(法2①) 都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するもの。 新潟県では、一級河川荒川水系烏川、荒川水系前川及び荒川水系太田沢川が指定されている。